

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
94	A	権限移譲	11.その他	旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し	今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】 旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入される予定。 【支障事例・制度改革の必要性】 令和4年度以降の電子申請については、①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告という流れになっており、審査、申請者へのエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することになっている。 また、電子申請にはマイナポータルを利用することとなるため、これまで都道府県により対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となってしまう。 電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要が生じることから、事務処理が煩雑になる。 【支障の解決策】 旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請導入を機に、外務省が審査センターを設置して一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。	統一的な審査基準により国で一括した審査が行われることで、外務省サーバー・都道府県間での申請情報の送受信がなくなるほか、外務省から直接申請者に補正依頼を行うことができる等のメリットが見込まれ、今後の電子申請のスキームと比較して2日程度交付日数が短縮され、旅券発給業務が効率化される。 居所申請が電子申請可能となることで、申請者にとっては現在必要とされている追加書類等の提出が不要となるとともに、自分の希望する受取場所を選択できるようになり、利便性が向上する。	旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条	外務省	福島県、群馬県、岐阜県		ひたちなか市、岡山県、山口県、熊本県、沖縄県	○現在使用されている紙の申請書においても、OCR申請書とダウンロード申請書との2種類があり、それぞれの様式によって審査する点異なる。これに更に電子申請が導入されるため、事務の煩雑化が想定され、全国で統一的な審査とすることは今後の旅券業務において必要であると考え。また作成日数においては、現行の日数でも窓口においては、「なぜそんなに時間がかかるのか？」もっと早く作成することができる！」との意見もたびたびあるため、国での集中作成方式の導入により、現行以上の日数に遅れが出ない、申請者への不利益とならない方策が必要と思われる。	昭和26年の旅券法成立以降、旅券事務の多くが都道府県知事に機関委任されてきたが、平成11年以降の地方分権推進においてその事務の多くは法定受託事務に位置づけられ、さらに平成16年の旅券法改正により事務処理特例制度に基づき都道府県から市町村への旅券事務の再委託を可能とするなど、地方分権及び住民サービス拡充を進めてきた経緯がある。これにより国内旅券事務所は都道府県及び市町村と併せて1238か所にとび規模となっている。 本年4月に公布された改正旅券法に基づき令和4年度から電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者に配慮し、紙申請は引き続き維持される予定であり、また、電子申請の場合であっても旅券を確実に本人に手交するため申請者に対する旅券の交付は旅券事務所にて対面で行うこととなっている。この点、紙申請は令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入後も維持される予定であること、また、次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提として配送交付の導入を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の申請者が引き続き申請手続や交付を対面で行うことが想定される。 令和3年12月21日閣議決定の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一般旅券の発給申請等について、令和4年度から電子申請を可能とするに当たり、可能な限りの事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつシステムの構築に努めることとしている。 これらを踏まえれば、外務省における旅券の一括審査に移行することは現実的ではなく、申請者の利便性や行政効率の観点から、電子申請導入後も旅券事務は引き続き地方自治体で実施することが適当である。 同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、電子申請の普及・拡大、旅券事務のデジタル化及び業務改革を一層進めることにより、申請者の利便性向上を図るとともに都道府県や市区町村が実施する旅券事務の効率化を図り、もって我が国旅券の国際的な信頼性維持に努めていく。	電子申請導入後も旅券事務を引き続き地方公共団体で実施する必要があることだが、申請者の利便性や行政効率の観点から、必ずしも地方公共団体が旅券の一括審査を行う必然性はないと認識している。 例えば、審査については、紙申請は都道府県、電子申請は外務省が行い、また、交付については、窓口交付は都道府県、配送交付は外務省が行う、等の役割分担をすれば、申請者の利便性向上や事務の効率化と外務省回答の趣旨が両立すると考えられるため、ぜひ検討をお願いしたい。 上記により、「制度改革による効果」に記載したとおり、申請から交付までの日数が短縮される等申請者にとって利便性が高まるだけでなく、都道府県窓口業務の合理化に繋がると考える。

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案の趣旨を踏まえ、事務負担の軽減及び利便性向上を実現できる仕組みを検討すること。		令和4年度から一部電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者がいると思われるところ、紙申請は引き続き維持される予定である。また、電子申請の場合であっても、発給審査過程において申請者に連絡すること等が想定されることから、電子申請導入後も旅券に関する事務の一部は引き続き地方自治体で実施することが適当と考える。 同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、システム開発等を通じて、旅券事務のデジタル化等を進めることにより、地方自治体が実施する事務の効率化を図るよう努めていく。	5【外務省】 (1)旅券法(昭26法267) (i)一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。	通知	令和5年1月24日等	毎月の都道府県との意見交換会で得られた意見をもとに、地方自治体の事務負担の軽減や効率化に資するよう検討し、電子申請における審査や事務処理に関する留意点をまとめて記載して都道府県に通知した(「令和4年度からの電子申請の導入について(申請種別の一部変更)」(令和5年1月24日付け外務省領事局旅券課事務連絡)を含む各種通知)。	